

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
法人名
＜適合性評価機関名＞
代表者役職及び氏名

誓約書

＜適合性評価機関名＞は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）認定センター（以下、「IAJapan」という。）の＜〇〇＞認定プログラムに係る申請を行うにあたり、以下の項目について誓約します。

1. 要求事項との適合

＜適合性評価機関名＞の申請の認定範囲において、＜適合性評価機関名＞が「＜認定スキーム文書名＞」が参照する「＜〇〇認定の一般要求事項＞」の最新施行版の該当するすべての項目の要求事項に適合するよう、遵守します

2. 認定審査の受入れ、協力等

2. 1 IAJapan が行う認定審査を受入れ、IAJapan の審査チーム及び IAJapan が指名する者（IAJapan の国際的な相互承認維持のために必要な関係者を含む）に審査に必要な便宜及び協力を最大限提供します。

2. 2 認定審査のために IAJapan が必要とする、申請の認定範囲における、＜適合性評価機関名＞の文書及び記録の調査、バーチャルサイトへのアクセス、ラボへの立入り、機器及び設備の現地確認並びに要員及び外部委託先への接触を行うことを IAJapan の審査チーム及び IAJapan が指名する者に認め、必要な手配を行います。

2. 3 審査計画の提示によって IAJapan が求める場合、＜適合性評価機関名＞が実施する＜適合性評価活動＞への立会いに関する手配を行います。また、審査計画の提示によって IAJapan が求める場合、＜適合性評価機関名＞が顧客の事業地で＜適合性評価活動＞を実施する際に、＜適合性評価機関名＞のパフォーマンスを評価するために IAJapan の審査チームが同行することを顧客に約束させる、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、IAJapan の審査チームが同行することの手配を行います。

3. 変更の通知

申請及び認定審査において、提出又は報告したうちで、次の各項に変更が生じた場合は、直ちに IAJapan に通知します。

- (1) ＜適合性評価機関名＞の名称又は組織上の位置付け
- (2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員
- (3) 資源及び場所（バーチャルサイトを含む）

(4) 認定の要求事項を満たす<適合性評価機関名>の能力に影響する可能性があるその他の事項

4. 手数料の支払い

IAJapan の手数料規程(認定業務に係る手数料規程であって、申請時点でWEBサイトに公開され、適用される版のもの)に基づいて機構が請求する審査手数料を所定の期日までに支払います。

また、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、手数料の返還がされないことについて、苦情又は異議を申し立てません。

5. 誓約書各条項の違反、不履行又は不正行為等に伴う処分

5.1 申請後において、誓約書の各条項の違反又は不履行が IAJapan によって確認された場合、IAJapan が、申請の却下又は審査の打ち切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。

5.2 申請後において、<適合性評価機関名>の不正行為の証拠、意図的な虚偽の情報の提出又は情報の隠蔽が IAJapan によって確認された場合、IAJapan が、申請の却下又は審査の打ち切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。また、この後、2 年間において、<適合性評価機関名>の申請の受付がされないことについても苦情又は異議を申し立てません。

以上